令和８年 11 月２日

災害共済給付制度に加入している保護者等　様

令和９年１月から災害共済給付の申請方法が変わります（お知らせ）

兵庫県立洲本実業高等学校
校　長　　阿部　都貴子

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）では、災害共済給付の手続をより便利にするため、令和９年１月にシステムを新しくする予定です。システムの変更に伴い、現在のシステムによる申請ができない期間が生じるほか、令和９年１月以降は、保護者等の皆様による請求方法が一部変更されます。つきましては、下記の内容について御確認くださいますようお願いします。

記

１　現在のシステムによる請求について

現在治療中の災害や、すでに治療が終了している災害について、必要な申請書類をまだ学校へ提出されていない場合は、11 月 10 日（火）までに学校へ提出してください。

２　請求停止期間について

システムの変更に伴い、令和８年 11 月 11 日（水）から令和９年１月 11 日（月）までの間は、災害共済給付の請求を行うことができません。新しいシステムは、令和９年１月 12 日（火）から利用開始となる予定です。

３　令和９年１月以降の請求方法について

新しいシステムでは、学校からお渡しする災害ごとの二次元コードから請求用 URL にアクセスし、スマートフォン等で「医療等の状況」等の申請書類を撮影してアップロードすることで請求できます。アップロードした申請書類の原本は、保護者等で保管してください。医療費については、給付金を保護者等の口座へ直接送金する方法を選択できます。見舞金については、これまでどおり学校からの送金となります。なお、スマートフォン等を使用した手続が難しい場合は、学校が保護者等に代わって、請求に必要な情報を登録することができます。この場合、給付金は学校からの送金となります。

詳しい請求方法については、JSC から案内がありましたら、学校からお知らせします。

４　メールによる案内

連絡先メールアドレスを学校にお知らせいただくことで、請求用 URL 等の必要な情報をメールで案内することができます。特に、在学中に発生した災害について、卒業後も治療が継続し、引き続き請求手続を行う場合には、請求用 URL 等をメールで案内できるよう、連絡先メールアドレスを学校へお知らせください。

５　医療機関等へ提出する様式について

今後、医療機関等へ「医療等の状況」等の申請書類の作成を依頼する場合は、二次元コードが印字された様式をお使いください。